

令和5年度前期教養教育科目における新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症による追試験・再試験の欠席の取扱いについて

追試験または再試験を受験する学生が、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の罹患または、発熱等の感染症の罹患が疑われる症状により教養教育科目的追試験・再試験を受験できない場合は、試験開始前までに下記フォームで報告の上、診断書を提出することにより、該当する追試験・再試験の再受験を認める。

※ 授業担当教員のみへ連絡した学生や試験開始後に連絡した学生については、再受験の対象とならない。また、その他の理由での追試験・再試験の再受験は認められない。

※発症日の翌日から5日間かつ下熱後2日間を療養期間とし、療養期間終了後すみやかに診断書を提出すること。療養期間終了後も体調がすぐれない場合は、教養教育係へメールにて連絡すること。

【追試験・再試験欠席連絡用フォーム】<https://forms.office.com/r/fxa3XbviRB>

学務部教育支援課教養教育係

mail : kykyotuk@tokushima-u.ac.jp

TEL : 088-656-7308 または 088-656-7309

以上